

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十第

行發日一月一年九正大

論 說

温情主義と勞働問題……………

法學博士 田島 錦治

手數料決定上の二問題……………

法學博士 神戶 正雄

モリスの文明觀と藝術觀と勞働觀……………

法學博士 河田 嗣郎

所帶統計概説(二完)……………

法學博士 財部 靜治

キヤナンの富の概念に就きて(一)……………

法學士 石川 興二

時事問題

智識階級の解散……………

法學博士 戸田 海市

朝鮮の財政獨立に就て……………

法學博士 小川 郷太郎

雜 錄

生活費の組織的研究の必要……………

法學博士 山本美越乃

判任官生活の實狀……………

法學士 汐見 三郎

獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……………

法學士 大森 研造

我國に於ける新ブルジョア階級の成立(二完)……………

圓 谷 弘

カンニングガム博士逝く……………

法學士 本庄榮治郎

京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……………

判任官生活の實狀

汐見 三郎

俸給は以て生計を支へ體面を保ち得ば則ち足る、とは、往年我が官吏の胸底に燃えし一片の意氣であつた。然るに其の受くる所の俸給が最

低生活費すらも保障し難くなつた現状に在つては、昔日の強者の誇は則ち弱者が死守すべき最後の避難所と化し去つたのである。労働は商品にあらずなる大原則は、その労働が商品たりしの故を以て鼓腹擊壤してゐる筋肉労働者に對してよりも、寧ろ生活の脅威を嘗めてゐる官吏殊に判任官に適用せらるべきで無からうか。官吏の社會問題はしかく窮迫してゐる。

官吏の社會問題は、之を内外の二面に分ち研究する事が出来る。對外的と云ふは官吏社會を一體と考へ是と他の社會との關係を見るのであつて、官吏社會の内部に於て特に判任官階級を取り出し高等官階級との差等を論ずるのは寧ろ對内的のものと云ふ事が出来る。故に判任官はどの道問題の對象たるを免れ得ない。かくして判任官の待遇如何はそれ自體大なる社會問題である。然れども更にその官吏たる身分上の理由よりして種々重大なる意義を齎して來る。彼等の俸給の増減は直に人件費となつて現はれ一國財政に甚大なる影響を與へる、彼等の待遇の

是非は一般俸給生活者の俸給を定むる基準となる、國家は其社會政策を行ふに當り先づ範を判任官に對して垂れなければならぬ。かく考へ來れば判任官の待遇如何は頗る重大なる問題ではないか。

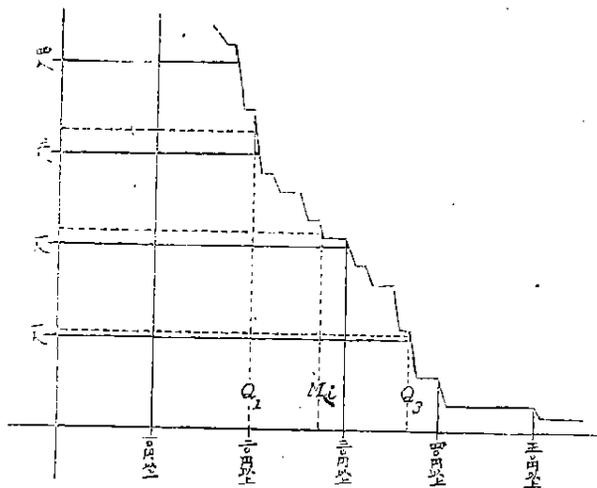
官吏の俸給は其生活必要費を支辨した上に尙相當の體面を保つに必要なる經費を給するを以て原則とせねばならぬ。果して然らば、我國の官吏は現今此要求を満足し得るが如き待遇を享受しつゝありや否や。私は此問題を解決するの一助として判任官の生計狀態を調査したのである。何分にも一學究の仕事とて或地方官廳を選擇し是に就き小規模の標本調査をなし得たるに過ぎない。いづれ中央官廳では豊富なる材料に基き立ち入つた調査が出來てゐる事とは思ふが、其中には虚數に近い平均數や其場逃れの報告も可なり混入してゐる事と思ふ。本調査は極めて小規模のものであるが、調査の目標として典型的の官廳を捕へ、原材料の蒐集には可なり注意を拂つた事は斷言して憚らないのであ

る。以下關西の或都會の某官廳に付き私の調べた大正八年七月乃至九月の實蹟を述べて見よう。

二

先づ第一に其役所に勤めてゐる判任官の俸給年齢勤続年限等を明にする事とした。何分にも小規模であるから此等の事項の分配状態によりて判任官全部の夫れを推す事は困難ではあるが、判任官の典型を示してゐるから大體の見當は付くであらう。尙二三の圖表を挿入したのは一は説明の便宜の爲且つは中數算定の基礎を明にしたのである。

人員總數四十三名、其俸給の總額本俸一千二百五十九圓臨時手當六百二十九圓五十錢、計一千八百八十八圓五十錢、從つて一人當り平均月俸は本俸二十九圓二十八錢臨時手當十四圓六十四錢計四十三圓九十二錢となつてゐる。其分配状態を明にする爲め各自の受くる本俸を列舉しこれに添ふるに種々の中數を以てした。



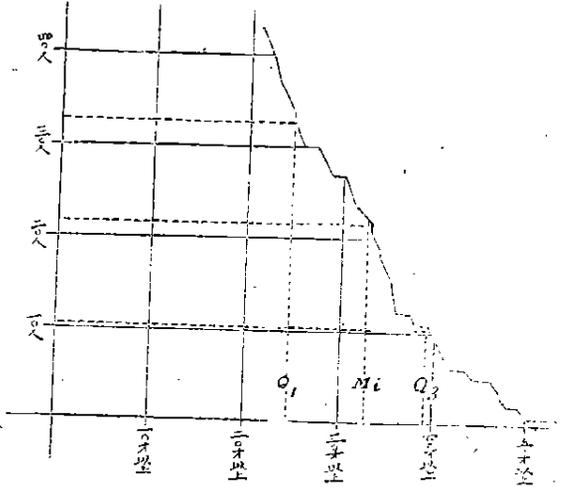
人員(名)	本俸(圓)	人員(名)	本俸(圓)
二	五五	二	二七
一	五〇	一	二五
三	四〇	三	二三
五	三七	五	二〇
五	三五	七	一八
二	三二	七	一六
三	三〇	一	一六

本 俸

俸給總額

算術平均 二九二八圓
 中位數 (Median) 二七〇〇圓
 四分位數 (Quartiles) 二七〇〇圓
 算術平均 四三〇〇圓
 中位數 (Median) 四〇〇〇圓
 四分位數 (Quartiles) 三〇〇〇圓

然らば此等の人の年齢は如何と云ふに數へ齡三十四五歳を中心とし上下に擴がつてゐる。

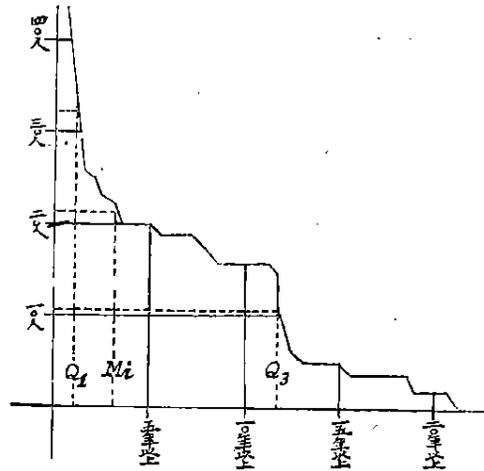


雜 錄 判任官生活の實狀

年齢(歳)	人員(名)	年齢(歳)	人員(名)
二九	一	二九	一
二八	一	二八	一
二七	一	二七	一
二七	一	二七	一
二六	一	二六	一
二五	一	二五	一
二四	一	二四	一
二四	一	二四	一
二三	一	二三	一
二三	一	二三	一
二二	一	二二	一
二二	一	二二	一
二一	一	二一	一
二一	一	二一	一
二〇	一	二〇	一
一九	一	一九	一
一八	一	一八	一
一七	一	一七	一
一六	一	一六	一
一五	一	一五	一
一四	一	一四	一
一三	一	一三	一
一三	一	一三	一
一二	一	一二	一
一一	一	一一	一
一一	一	一一	一
一〇	一	一〇	一
一〇	一	一〇	一
〇九	一	〇九	一
〇八	一	〇八	一
〇七	一	〇七	一
〇六	一	〇六	一
〇五	一	〇五	一
〇四	一	〇四	一
〇三	一	〇三	一
〇二	一	〇二	一
〇一	一	〇一	一

算術平均 三四歳—三五歳
 中位數 (Median) 三二歳
 四分位數 (Quartile) 三九歳
 二四歳

更に勤続年限としては雇傭員時代を除外し判任官に任せられし以來の數字を採つた。平均年限は六年五ヶ月であるが更に詳しく説明すると次の如くである。



勤続年限(年)	人員(名)	勤続年限(年)	人員(名)
二一・〇	二	七・五	七
一八・五	二	五・〇	五
一五・〇	三	三・〇	三
一二・五	三	二・五	二
一〇・〇	六	一・五	一
八・〇	一	一・〇	一
算術平均		〇・五	九

六年五ヶ月

中位數(Median) 三年
 四分位數(Quartiles) 一・五、一・〇年
 尙其他家族關係學力住居を調べて見たが次の結果を得た。

家族關係	學力	住居
一人(獨)	一六名 普通	二〇名
二人(妻)	八名 中等	一三名
三人(妻子)	六名	一七名
四人(妻子)	四名 下宿	三名
五人(妻子)	六名 自家	一三名
六人以上	三名 借家	

以上極めて大體ではあるが此役所にどんな人がどの位の報酬を受けて働いてゐるかを明らかにした。次には此等の人々の一ヶ月の收支計算を指示したい。

病氣缺勤事故缺勤の人ありし爲め、且つは出勤してゐるものゝ家の内部を曝け出すのを好まなかつた人が少からずあつた爲め、全員の調査が出来なかつたのは残念であるが、二十六人についてはいづれも眞面目な報告を受けた。下宿住ひと借家住び及び獨身者と妻子ある人とは、

費用の點に於ても多少の差異あるべきを以て區別し計算した。下宿せる人十一名の中八名は獨身者で妻ある人は三名、又一戸を構へてゐる十五名の中妻君と二人暮らしの人は六名妻子ある人は九名であつた。

第一に生計費全額について收支を計算し次の結果を得た。

項目	下宿せる者		
	獨身	妻と二人	妻と二人、妻子ある人
生計費	12,000	15,000	20,000
食費	4,000	5,000	7,000
住居費	3,000	4,000	5,000
衣服費	2,000	3,000	4,000
修養費	1,000	1,500	2,000
娛樂費	800	1,200	1,600
交際費	600	900	1,200
雜費	400	600	800
計	12,000	15,000	20,000

あるかも知れぬが、眞逆片手間に判任官を志願する人もあるまい。然るにいづれも其收支計算は不足を訴へてゐるではないか。是は充分の吟味を要す。

生計費の平均數字を品目別に考へると次の様に分配せられてゐる。括弧内の文字は全額に對する百分比を示したものである。

項目	下宿せる者		
	獨身	妻と二人	妻と二人、妻子ある人
食費	1,800円 (20%)	3,000円 (20%)	3,500円 (17.5%)
住居費	3,000 (25%)	4,000 (26.7%)	5,000 (25%)
衣服費	2,000 (16.7%)	3,000 (20%)	4,000 (20%)
修養費	1,000 (8.3%)	1,500 (10%)	2,000 (10%)
娛樂費	800 (6.7%)	1,200 (8%)	1,600 (8%)
交際費	600 (5%)	900 (6%)	1,200 (6%)
雜費	400 (3.3%)	600 (4%)	800 (4%)
計	12,000 (100%)	15,000 (100%)	20,000 (100%)

不思議な現象では無いか。高等官の場合ならば千金の子や權勢に縁故の深い人の道樂仕事で

であらうか。又或は浪費の結果に出でたものであらうか。これには原材料に遡及するのが唯一の道である。

原表には可なり詳細に説明を加へ適當な箇所
に數字を書き加へて貰ふ事としたのである。第
一に食費として米代薪炭代副食物類を舉げ第二
に住居費として家賃水道電燈料等を計上し第三
に衣服費として被服購入積立金を含ましめ第四
に修養費として圖書購入費をも數へしめ第五に
娛樂費として眞酒興業物類第六に交際費第七に
醫療費最後に雜費として理髮入浴通信費等を包
含せしめたのである。本材料は眞面目に答へら
れたのを選んだのであるから先づ信頼して善か
らう。

實例第一

二十四歳の獨身の人、只今下宿す。普通教育を終り役所に入り判任官となりてより六ヶ月を経過す。

収入計	三〇〇〇圓
内譯	
俸給手當	二四〇〇
旅費	六〇〇 (平均十圓)
支出計	三九八〇圓

食費	一七〇〇	内譯
住居費	二・五〇	(四疊半電燈料共五圓の處合宿の爲め半額)
衣服費	六・〇〇	(夏服五圓一着シャツ靴下帽子七圓間服五十五圓附屬品五圓を十二で割る)
修養費	五・五〇	(夜學授業料四圓五十錢教科書及筆墨費一圓)
娛樂費	二・〇〇	(菓子及び果物等)
交際費	一・五〇	
醫療費	一・〇〇	
雜費	四・三〇	(電車通勤費二圓十錢理髮代六十錢入浴四十錢通信二十錢洗濯一圓)
差引不足	九・八〇圓	

實例第二

三十歳の人妻君あり、家を借り通勤す、中等教育を了り判任官となりてより二年。

収入計	四二〇〇圓	
俸給手當	三三〇〇	
旅費	九〇〇	
支出計	五七・五七圓	
食費	二七・二五	(米二斗十一圓副食物十二圓辨當代三圓二十五錢薪炭は郷里より補給)
住居費	六・一二	(特に安き二階を借り五圓を拂ふ、電燈水道一圓十二錢)
衣服費	一・九〇	(全部在來のものか若くは國より補給を受く被服修繕費一圓三十錢洋服附屬品六十錢)

修養費

二・三〇 (潮聞九十錢雜誌二冊七十錢新刊書購

入積立金五十錢郷里の弟へ送附の雜誌廿錢)

娛樂費

四・〇〇 (煙草三圓活動寫真一圓)

交際費

〇・九〇 (同僚轉勤餞別)

醫療費

(風邪の爲め診察料一圓藥價二圓八十錢計三圓八十錢を支拂ひしも臨時費につき計上せず)

雜費

一五・一〇 (理髮七十錢湯買一圓二十錢石鹼齒磨四十五錢通信三十五錢廢物平常用四十錢洗濯一圓靴の修繕一圓二十錢電車賃二圓十錢臨時支出三圓六十五錢外に小遣として二圓)

差引不足

一五・五七圓 (家内の内職の刺繍十二圓内外の收入あり他は郷里より補給)

實例第三

三十三歳、妻との間に三人の子供あり、一戸を借り通勤す。判任官となりてより十一年二月、學歴は普通教育完了。

收入計

六〇・五〇圓

内譯

俸給手當

五二・五〇

旅費

八・〇〇

支出計

七〇・一五圓

内譯

食費

四一・六五 (飯米三斗八升二十圓九十錢薪一圓五十錢炭三圓副食物十一圓七十五錢遊食四圓五十錢)

住居費

七・〇〇 (電燈料一圓家賃六圓)

雜錄 判任官生活の實狀

衣服費

二・〇〇 (從來新調のものなし補給費の見積り)

修養費

二・九〇 (小學校六年級の子供の分一圓婦人雜誌三十五錢新聞夕刊四十錢殘餘にて新刊書雜誌購入)

娛樂費

三・〇〇 (煙草一圓五十錢其他一圓五十錢)

交際費

一・五〇

醫療費

一・一〇

雜費

二二・一〇 (市内電車二圓六十錢郊外電車二圓小間物化粧品一圓税金一圓五十錢通信費五十錢理髮料一圓洗濯料一圓小供小遣一圓入浴料一圓五十錢)

差引不足

九・六五圓 (戸主の兄より定額補給月額十圓を受く其他絶對の必要ありたる場合には其部度事情を具し補給を受く)

此等各項目のいづれに浪費の跡を見る事が出来ようか。人間としてはこれこそ眞の最低生活費と稱すべきである。

以上の各種統計を綜合して考へると、(一)支出は收入を超過してゐる、しかも其不足額は俸給に對し可なり大なる割合を占めてゐる。(二)且つ其支出たるや最低生活費に相當すると云つても善い。要之俸給を總て合算するも絶對必要費すらも支辨し得ない場合を往々見受けるのである。

四

上述の如く當役所の判任官の過半は中等教育を受けた人であつて妻子を有する一戸の主である。そして一ヶ月中に於ける不足額は本俸の七割五分に達し全俸給の三四割に上る事もある。

更に年齢勤続年限俸給の關係を調べよう。算術平均に依ると年齢三十四歳乃至三十五歳の人が勤続六年五ヶ月に及びしかも俸給全部で四十三圓九十二錢、本俸としては二十九圓二十八錢を受くるに過ぎない。然しこれは要するに算術平均であつて分配状態を無視した價值少き中數であるから、更に中位數(Median)四分位數(Quartiles)を調べる必要がある。而して

年 齡	勤続年限	俸給手當	本 俸
四分位級(右翼)	三十九歳	十一年半	五十六圓 三十七圓
中位級(中堅)	三十二歳	三 年	三圓七錢 二十七圓
四分位級(左翼)	二十四歳	一 年	三十圓 二十圓

の結果を得たのである。一見して明なるが如く、左翼は比較的良好であるが中堅芳しからず右翼に至つては下の下である。一ヶ年判任官を勤めた二十四歳の青年が三十圓の月給で衣食してゐ

るのは尙了解出来る。然し判任官となりて三年を経過せる三十二歳の中年の人に四十圓五十錢を給するを以て判任官待遇の常態とし、更に甚だしきは人生の大半十一年半を判任官生活に捧げ二十九歳に達せる働き盛りの人に五十六圓の月額を供するに止まると云ふに至つては少からず穩當を缺いてゐると信ずる。

一言注意して置かねばならぬのは官吏の收支が非常に彈力性の乏しい事であつてこれ勞働者や一般俸給生活者の生計と大に異なる所である。官吏以外ではいくら規則が嚴重だと云つても裏面には役徳が相當に入る事だらうし又交際費年未賞與として公然莫大の額を懐にする事が出来る、そして風向が悪ければ金廻の善い方に何時でも轉ずる事が出来る。然し官界では十五錢の敷島一箇で瀆職罪成立し、そうかと云つて年未賞與交際費は本當に申譯に過ぎない、しかも一度官界に踏み出した以上容易に轉職するを得ない。然らば支出の方はどうかと云ふに、矢張り相當の體面を保たねばならず、自分の修養は出

來ない迄も子供を立派に教育してやりたくなるから、中々縮少出來ない。況んや衣食住の絶對必要費が七割以上を占めてゐる有様では彼等に節約を説くが如きは寧ろ無謀の擧と云ふべきである。

事情はかくの如くである。食費中五割は米代で副食物の如きは極めて滋養に乏しきものゝみ、晝は摺昆布入りの辨當か又はうどん二杯で済ましてゐる。獨身者で一家を構へてゐる人は居ない、夫婦二人暮しならばまだしも子供が出來ると是非一軒を借らねばならず、借りるには市内は家賃が高いので郊外に逃げ出す、然しこれでも郊外電車の電車賃は免れ得ないのだ。洋服は數年間同一物を着用する人珍しからず、靴帽子亦然り、判任官のワイシャツ、カラー、ネクタイの古色蒼然たるも衆知の事實である。

修養費の中に新聞代四十錢とあるのが多いので調べると家へは夕刊のみの配達を受け朝刊は役所で見るをうである。娯樂費の酒煙草は生活困難を加ふれば節約出來るものらしい、獨身者

は卷煙草を嗜むも結婚すると刻みを用ひ子供が出來ると禁煙する。子供のある家では雜費が非常に多い、成程燒薯を少し買つても二十錢かゝるから。殆んど全部家から補助、兄弟親に無心貯金引出等と報告してゐるが、二三の例外を除き實際の所かゝる餘裕ある人が何を苦んで判任官にならうか。所謂不足額は何等かの形式で身を切りけづつて以て一時の補充をつけてゐるのである。

稅務屬の不祥事件で世間の攻撃を一身に集めてゐる稅務署では、廢休早出後退の二語が執務のモットーとなつてゐるをうである。廢休とは日曜日に出勤する事であつて、早出後退とは規定時間以上の執務をする事だそうだ。世間も役所の空氣の沈滞事務の怠慢を攻撃するに先立ち此現狀を察して頂きたいものである。

五

戰前大正三年七月に比し現今大正八年九月に於ては物價が約十八割騰貴せるに拘らず（全國の分日銀指數十七割三分の騰貴東京の分日銀指

數十一割一分の騰貴東京商業會議所指數十七割の騰貴東洋經濟新報指數十七割六分の騰貴大阪の分日銀指數十七割九分の騰貴大阪朝日新聞指數十八割一分の騰貴、勞銀の騰貴は約十三割に過ぎホ（東京商業會議所指數）とは、筋肉労働者が増給運動に利用する有力なる武器である。官吏は之に對し何と挨拶すべきであらうか。

經濟狀態の變化窮り無き現代に在りては社會階級の榮枯盛衰も亦免れ難き數であらう。相對的に官吏階級が力を失ふのは大勢の赴く處蓋し止むを得ない。然し苟も經濟主義の外に超越し一身以て邦國に奉ずる此等の人々が絕對的にも廢顏しつゝあるを見ては遺憾の念を禁じ得ないのである。官吏自身も待遇不完全なりとの卑怯なる口實の下に怠慢を貪るよりも自己の本分に背かない様な方法で求むべきものは求め盡すべき道は盡すべきである、言論の自由が許されてゐる現代では沈黙の民を飽滿の階級と看做すのが一般に行はれてゐる擬制であるから。然し自由權主張の此擬制が行はれない點に官吏の美點

長所も存するが故に、爲政者たる者は聲無き所に聲を聞き進んで問題の解決に當らねばならぬと思ふ。

判任官の生活は私の調べた範圍内では少からず窮迫してゐる。聞く、革命の背後には虐待し盡されし知識階級潜むと。特に識者の大に考へねばならぬ所である。（八・二二）